

くらしの情報



海難救急救助訓練

とき 8月4日(金)
午前9時30分～
午9時30分
ところ 常盤町地内 水井海産付近
内容 海難救急救助訓練を実施します。救助艇、防災ヘリコプターや救助ボートなどが出動しますので、ぜひ見学にいらしてください。

▼問合せ先 市消防署
(☎475-0180)

原爆犠牲者に黙とうを

8月6日は広島に、9日は長崎に原爆が投下された日です。当日は、原爆死没者のために福と世界の恒久平和を祈って黙とうをささげましょう。

平成19年度から「農地・水・農村環境保全向上対策支援事業」が始まります

地域ぐるみ（農業振興区域内の集落など）での農地や排水路などを守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援するもので、農村の自然や景観などを守る地域共同活動が対象となります。

▼問合せ先 農林課
(内線354)

忘れてはいけない手続きをしましょう

児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当現況届

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている皆さん、今年も年一回の届出をさせていただく時期になりました。この届は、引き続き手当を受けられるかどうかを判断する大切な手続きです。届出をしないと手当を受けられなくなる可能性がありますので忘れずに手続きをしましょう。

児童扶養手当

18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童で、離婚などで父親がいない、あるいは父親が重度障害者などの場合に母親または養育者に対して支給される手当です。
現況届は8月1日(火)～31日(休)まで

特別児童扶養手当

心や身体に障がいを持つ20歳までの児童を養育している父母や養育者に対して支給される手当です。
所得状況届は8月11日(金)～9月8日(金)まで

▼問合せ先 福祉課児童福祉担当
(内線335)

みんなで防ごう

農林産物の鳥獣害①

近年、農林産物がサル、クマ、カラスなどにより被害を受けることが多くなっています。これらの鳥獣害から農林産物を守るには、まず自己防衛することが基本になります。その際、これら鳥獣の習性や行動を知り、農林産物を鳥獣害から守りましょう。

「これだけは知っておきたいサルの話」

サルは群を作って集団生活しています。
ニホンサルは基本的に集団で行動します。1匹で畑を荒らすサルが現れた場合でも、いざれ集団でやってくることを考えてください。
●サルは餌を求めて集団移動します。
●群は常に餌を求めて動いていますが、でたらめに旅をするわけではありません。行動範囲があつて、その中で周期的に巡っています。
●農作物の味を覚えた群はどう変わるか。

最初は、たまに畑のものを盗んでいく程度ですが、3～5年たつと周期的にやってくる、次々と新しい野菜や果樹の味を覚えていきます。10年

▼問合せ先 農林課
(内線353)

以上になる地域では、唐辛子などごく一部の種類以外はほとんどの農産物が被害を受けるようになります。
畑荒らしを覚えた群は山の群よりも栄養状態が良くなるため、早くから子を産み始め、毎年妊娠したり、赤ん坊の死亡率が下がってサルの数が増え始めます。畑の餌で育ったサルが多数を占める群になると、山で生活することが苦手となり、人慣れも進むため家屋内の食物や人の持つている食物まで奪い始めます。
「サル対策の基本」
●餌場としての価値を下げることで、そのためにもう一度集落を点検してください。
●無防備の畑や農作物の干渉↓サルにとっては最高の餌場です。
●放置した柿の木↓畑に防護柵があつてもサルに餌場を残すことになりません。サルは管理していない木の果実でも喜んで食べます。
●生ごみの捨て場↓人間にとって生ごみでもサルにとっては最高の餌場です。
一つでも多くの畑に防護柵を！見つけたらすぐ追い払いましょう

INFORMATION

情報公開制度および個人情報保護制度の実施状況をお知らせします

市では、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を推進するための情報公開制度や、市が業務上保有し利用する市民の皆さんの個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、市民の皆さんの権利利益を保護するための個人情報保護制度を設けています。

平成17年度における各制度の実施状況がまとまりましたのでお知らせします。



情報公開制度(※1)					個人情報保護制度(※2)				
請求件数	決定状況				請求件数	決定状況			
	開示	部分開示	不開示	不存在		開示	訂正	削除	利用停止
13	7	0	2	4	0	0	0	0	0

※1 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの実施状況
※2 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの実施状況

また、個人情報保護制度では、市の各課における個人情報を取り扱う事務やその内容を「個人情報事務取扱登録簿」に登録することになっています。

平成18年4月1日現在の事務登録件数は、次のとおりです。

課名	件数	増減	増減の内訳			課名	件数	増減	増減の内訳		
			新規	廃止	変更				新規	廃止	変更
議会事務局	4					農林課	6				
企画情報課	6					土木課	23				
総務課	11	3	3			都市開発課	6				1
財政課	6					下水道課	9				
税務課	22					会計課	2				
市民課	19					水道局	2				
生活環境課	3					消防本部	14				
福祉課	50	(※1) △34	1	6	29	学務課	19				
健康長寿課(※2)	51	(※1) 32	4		29	生涯学習課(※3)	51	△1		1	1
商工水産課	13					スポーツ課	23				
市街地活性化推進室	0					選挙管理委員会	13				
計							353	1	8	7	-

※1 福祉課および健康長寿課の変更内容は所掌事務の移動であることから、変更数も増減数の対象としていません
※2 健康センター、地域包括支援センターを含みます
※3 図書館、博物館を含みます

登録簿は自由に閲覧していただけます。また、取り扱われている個人情報の内容や取り扱われ方など、詳細についてのお問い合わせは、情報公開総合窓口または事務の担当課までお気軽にどうぞ。

問合せ先 情報公開総合窓口(内線216)

